

大口町告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第18条第1項の規定に基づき、町道路線の変更及び道路区域の変更を次のように行う。

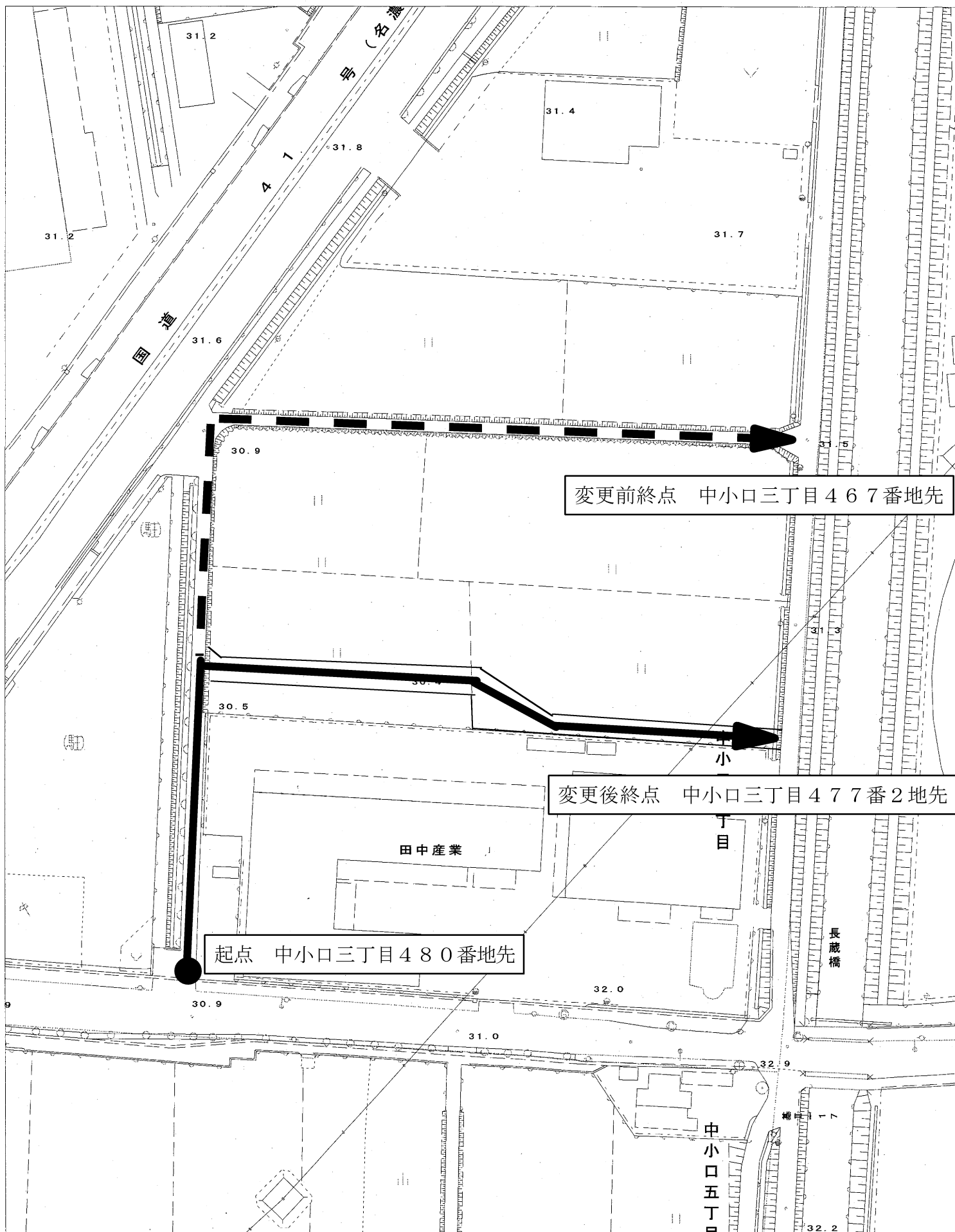
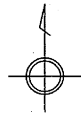
その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月30日

大口町長 鈴木雅博

路線の変更及び道路の区域変更

路線番号	路線名	新旧	区間	敷地幅員	延長
571	町道 中小口71号線	旧	中小口三丁目480 番地先から 中小口三丁目467 番地先まで	2.8~6.5m	235.8m
		新	中小口三丁目480 番地先から 中小口三丁目477 番2地先まで	2.8~12.7m	187.2m



変更前終点 中小口三丁目467番地先

変更後終点 中小口三丁目477番2地先

起点 中小口三丁目480番地先

1:1,000

